

令和7年度手話あいさつ100%運動手話普及イベント企画・運営業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和7年度手話あいさつ100%運動手話普及イベント企画・運営業務

2 目的

手話を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」など、手話であいさつができるよう普及するため、手話あいさつ100%運動で各種広報を実施している。

本業務は、広く県民の方に手話への理解促進につながる手話普及イベントのほか、各種広報を実施し、手話が言語であることへの理解や県民の関心を高めることを目的として実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 委託業務の概要

- (1) 県民が手話に触れ合う手話普及イベントの開催
- (2) 手話普及イベントと連動したオリジナルノベルティの作成
- (3) イベント情報を含めた手話普及の各種広報

5 委託業務の詳細

(1) 県民が手話に触れ合う手話普及イベントの開催

ア イベント内容

手話普及につながるイベントの内容を企画すること。

「おはよう」「こんにちは」など手話で簡単なあいさつを学べる機会を設けること。

なお、手話を使用してみようという動機付けがなされる内容とすること。

イ ターゲット

手話に親しみのない子供や、子供を連れたファミリー層をターゲットとする。

ウ イベントの開催場所・開催日数及び時期

県内の商業施設、テーマパークで開催するものとし、開催場所・開催日数及び時期を調整の上、実現すること。

なお、開催時期については令和8年1～2月を想定するが、正式な開催時期は受託者が決定後、県と協議の上決定するものとする。

エ 目標数について

参加者数の目標は、300人以上とする。

(2) オリジナルノベルティの作成

上記(1)を踏まえ、開催場所と連携・連動したオリジナルノベルティを製作すること。

なお、ノベルティについては、手話を使用してみようという動機付けがなされるものとする。

また、デザイン・レイアウト等の作業は、県と協議しながら進めること。

(3) イベント情報を含めた手話普及の各種広報

業務の目的及びターゲットを踏まえた効果的な広報を実施すること。

6 業務従事者及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、監修など、業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県報告すること。

7 成果物に関する権利の帰属

(1) 受託者は、県に対し、本業務に係る広報物等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないように留意すること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)を使用する場合、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

(3) 本件業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 その他

(1) 契約金額には、本件履行に係る一切の費用を含むこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、委託者・受託者間で協議の上決定する。